

福島市市民会館庭石民間活用提案募集要項

1 趣旨

福島市では、市民会館の解体にあたり、庭園に設置されていた庭石の活用について、その主体となる事業者等を募集します。優れた提案を行った事業者等を優先交渉権者として決定し、具体的な活用に向けて協議を進めることとします。

2 定義

この要項における用語は、次のとおり定義する。

- (1) 庭石とは、市民会館庭園にあった庭石のこと。
- (2) 事業者とは、市内の企業や団体（任意の団体を含む。）または個人、以下「事業者等」とします。

3 募集事業

(1) 事業の要件

福島市が受け付ける提案は、原則以下のとおりとします。

- ① 実行性がある提案であること。
- ② 市にとって、将来にわたって新たな負担とならないこと。

(2) 提案する際の留意点

- ① 庭石の譲渡時期については、市が進める庭石の撤去スケジュールと調整する必要があること。
なお、庭石の撤去は、現時点で令和8年3月～5月の見込みです。
- ② 庭石には新しい消防庁舎の整備事業で利用するものがあるため、全ての庭石を譲渡できないこと。
- ③ 搬出費用、人員、安全管理は、譲受者が確保すること。
- ④ 譲渡した庭石の保管場所は、譲受者で確保すること。
- ⑤ 庭石の譲渡場所は、市が指定する場所とすること。

(3) 譲渡の条件

- ① 募集時点で譲渡予定の庭石は、新しい消防庁舎の整備事業で利用しない庭石のすべて（412個）または一部です。
- ② 有償での譲渡となります。

4 スケジュール

令和7年10月22日（水） 提案書の受付開始
令和7年11月21日（金）まで 庭石の現地見学（予約制）
※見学するためには、事前予約が必要です。
希望者はオンライン申請にてお申込みください。
令和7年11月28日（金） 提案書の提出締切

令和7年12月	書類審査、優先交渉権者の決定、福島市公式ホームページでの公表
令和8年1月から 令和8年2月予定 令和8年3月予定	優先交渉権者と庭石の活用について協議 不用品の売払い契約締結 庭石の引渡

5 応募資格

民間提案を行うことができる者は、次の項目全てを満たすものとします。

- (1) 提案事業者等が事業及び庭石の搬出に必要な免許又は資格等を備えていること。
- (2) 応募時点で提案事業者等の構成員が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではありません。
 - ② 福島市指名停止基準に基づく入札参加資格者の指名停止の処分を受け、指名停止期間中の者
 - ③ 既に納期が到来している市民税又は法人市民税等に未納又は滞納がある者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定められた暴力団または暴力団と密接な関係にある団体等
- (3) 提案内容の公表の時期や範囲等に関して、市と協議のうえ必要な協力・調整ができること。
- (4) 市との対話に参加し、提案内容の説明や質疑応答に対応できること。
- (5) 採択された場合、速やかに市と協議のうえ必要な協力・調整を行い、事業を開始できること。
- (6) 個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適切に取り扱うこと。
- (7) 政治的・宗教的な提案を含まないこと。
- (8) 公序良俗に反する提案を含まないこと。

なお、上記応募条件を明らかに満たさない応募者の提案は内部審査の対象としないこととします。また、採択後に上記条件を満たさないことが判明した場合、採択を取り消す場合があります。

6 応募方法

- (1) 提案書の提出期限
令和7年11月28日（金）
- (2) 提案書の提出方法
次のいずれかの方法で提出してください。
 - ① オンライン申請
 - ② 福島市生活課あてメール（seikatsu@mail.city.fukushima.fukushima.jp）を送信

- ③ 郵便 〒960-8601 福島市五老内町3番1号 福島市生活課あて
※郵便で提案書を提出する場合は、11月28日（金）必着とします。

(3) 提出する書類

- ① 提案様式（指定様式）
② 提案する事業者等の組織や活動状況が分かる書類（会則、役員名簿など）
③ 参考資料（様式自由）

7 選考結果

提出された提案は、市で審査を行い、結果を通知します。

また、採択したものについては、原則、提案者名を福島市公式ホームページで公表します。

8 その他留意事項

(1) 公募の承諾

提案者は、提案様式の提出をもって本募集要項の記載内容等を承諾し、応募する意思を示したものとみなします。

(2) 提案費用の負担

提案に要する費用は、提案者の負担とします。

(3) 著作権

提案書の著作権は提案事業者等に帰属する。ただし、市は結果の公表等、必要な範囲で提案書を使用することがあります。

(4) 提案書等の取り扱い

提案書その他提案者から提出された書類は返却しません。

9 問い合わせ先

生活課 電話 024-525-3787